

# 上小阿仁村教育大綱

平成27年 7月策定

令和元年10月改定

上小阿仁村

～ 目 次 ～

I	大綱の理念	1
II	幼児・学校教育の充実と振興	1
1	幼児教育の充実	1
2	学校教育の充実と教育環境の整備	2
III	社会教育及び生涯学習の充実と振興	3
1	生涯学習の推進	3
2	地域芸術文化の振興及び環境の保全	4
3	文化財等の保護と伝承	4
4	生涯スポーツの振興	5

## I 大綱の理念

子どもたちの明るい未来を展望し、生涯にわたって自ら学び判断できるような生きる力を育みながら、地域や社会の発展に貢献できる、心身ともにたくましい人間の育成をめざします。

また、各世代がおたがいに連携しながら、生きがいをもち、心と自然の豊かな村づくりに励むことのできる社会教育・生涯学習の充実をめざします。

## II 幼児・学校教育の充実と振興

急激に少子化が進む中、本村の教育施設は、認定こども園が1園、小学校と中学校の小中併設校（施設一体型）が1校です。「知・徳・体」のバランスのとれた人間を育成するために、義務教育の9年間に幼児教育を組み入れた幼保・小・中という一連の教育の中で、子どもたちの人間形成を確立していくことは、本村にとって極めて重要な課題です。

### 1 幼児教育の充実

#### 【基本目標】

十分な養護の下に情緒の安定を図り、人に対する愛情と信頼感を育むことを基盤に、豊かな環境の中で、幼児の学びの芽を養うために、小さな気付きや発見をし自分でやってみたい、試してみたいという気持ちを引き出し、実現させていく幼児教育を推進していきます。

#### 【現状と課題】

- 幼児教育においては、生涯にわたる人間形成の基礎を培うとともに、幼児のもつ無限の可能性を引き出す大切な時期であり、地域社会の中で家庭と認定こども園が十分な連携を取りながら、幼児一人一人の望ましい発達を促していくことが求められています。
- 行き届いた環境のもと、乳幼児期の発達とその特性を踏まえ、園児の生きる力の基礎を培う教育・保育の充実を図ることが必要とされています。

#### 【施策の方向】

- (1) 園児の豊かな心と健やかな体の育成をめざし、教育・保育内容の一層の充実と教職員の研修意欲の高揚を図ります。
- (2) 就学前教育と小学校教育との円滑な接続を推進するとともに、地域の諸行事への参加を促進するなど、ふるさと教育を推進します。
- (3) 園児の発達や就学に関する相談活動を推進しながら、関係機関との連携及び協力を充実させていきます。

## 2 学校教育の充実と教育環境の整備

### 【基本目標】

小規模校であることのメリットを最大限に生かした教育活動を推進し、児童生徒一人一人の個性や能力を伸ばし、将来に向けてたくましく成長していく基礎を培うために、地域とともに歩み、創造力を育む活力ある学校教育をめざします。

### 【現状と課題】

- 児童数の急激な減少による学習環境の低下等を考慮して、平成19年度に沖田面小学校と小沢田小学校を統合して上小阿仁小学校を新設すると同時に、上小阿仁中学校に併設（施設一体型）することにより、小中一貫教育を推進する教育環境が整えられ、現在に至っています。
- 特別支援教育については、特別支援学級の適切な配置や指導方法の改善を一層進めるとともに、特別支援学校との連携を図りながら、児童生徒の実情に合せた就学指導を進めることが重要になっています。
- 児童生徒数の減少に伴い、平成30年度から小学校において複式学級が一部の学年で導入されました。今後の児童生徒数の推移によっては、この形態が続くことも予想され、対策が望まれます。
- 学校給食が果たす教育的な意義を十分認識しながら、食に関する安全・安心に努めるとともに、食育指導の充実を図ります。

### 【施策の方向】

- (1) 単独立村を掲げている本村の実情を踏まえ、きめ細かい指導ができる個別指導の徹底や集団学習を補完する情報通信技術（ICT）の活用など、小規模校を存続させるための対策を講じて、児童生徒への教育の充実を図ります。
- (2) 小中併設校の特色を生かした小中一貫教育をなお一層推進し、児童生徒の学ぶ力の向上を図るとともに、小中学校と保育園との連携を強化していきます。
- (3) 複式学級の導入後においても、従来と変わらぬ学習成果が得られるような教育環境を維持するとともに、複式授業の効果的な在り方の研究と実践を進めます。
- (4) いじめ・不登校への対応や情報モラルの獲得については、児童生徒や親の悩みに早期に対応できる場を設けるとともに、心豊かで人間性あふれる児童生徒の育成に努めます。また、このような問題を未然に防止できるように、学校・家庭・地域社会が連携しながら対応していきます。

- (5) 時代の要請に適応した教育施設・設備など教育環境の充実に努め、情報教育や国際理解・外国語教育の充実を図ります。
- (6) 共働き家庭の増加や児童をめぐる問題の複雑化・多様化に適切に対処するために、放課後対策として「放課後児童クラブ（学童保育）」を継続して実施します。

### Ⅲ 社会教育及び生涯学習の充実と振興

安全で安心して生活できる村、生活しやすい村を作り、維持していくことは、高齢化が進む本村にとっては大きな課題です。蓄積されてきた経験や知恵を活かし、後世に伝えていく、知の循環型社会はすべての村民が望んでいます。各種の学習施設を利用し、文化や伝統を見直しながら、学校と地域がともに学び合っていきます。

#### 1 生涯学習の推進

##### 【基本目標】

村民憲章に添い、生涯学習の基本が「人づくり」であることを確認し、村民が自らの生きがいと豊かな心をもって生活できるような学習の推進に努めるとともに、学習施設の充実と人材の育成を図ります。

##### 【現状と課題】

- 過疎化とともに少子高齢化が進む中で、生涯学習センター等を拠点とした生涯学習の推進と充実を図るとともに、ゆとりと生きがいのある豊かな生活をめざした取り組みが求められています。
- 学んだことやもっている知識、技術、経験等を地域や子どもたちのために適切に活かすことができる社会を構築するために、学習環境の整備と学習活動の充実を図る必要があります。
- 青年層が主体的に自主活動や地域活動を企画し参画できるような体制づくりを図る必要があります。

##### 【施策の方向】

- (1) 高齢化社会に対応した生涯学習の充実と青年層が地域活動に参加する体制づくりに努めながら、様々な学習ニーズへの対応を図ります。
- (2) 各種講座等で学んだことや人生で培った豊富な知識や経験をもつ人材を発掘し、積極的な協力をお願いしながら、生涯学習のレベルの向上に努めます。
- (3) 学校と地域による双方向の連携・協力を推進するとともに、社会教育

- 施設を利活用しながら、学社連携事業や家庭教育の充実を図ります。
- (4) 青年の活動を支援するとともに、活動のリーダーとなる人材育成に努め、地域の若い力を発揮できる環境づくりをめざします。

## 2 地域芸術文化の振興及び環境の保全

### 【基本目標】

施設の有効活用を図り、心豊かな地域づくりや人々の繋がりを大切にしていくとともに、芸術文化及び郷土芸能活動に適切な支援を行い、地域芸術文化の振興に努めます。

### 【現状と課題】

- 長い歴史の中で培われてきた地域の自然景観を含めた伝統文化は、今後とも保全と維持に努めるとともに、このような活動を行う団体の育成と継承活動への支援や推進を図る必要があります。
- 地域の景観を保護しながら、そこに新しい文化を取り入れ、さらに付加価値を与えていく取り組みは必要であり、今後も計画的な対応が求められています。
- 生涯学習センター等を利用しているグループやサークル活動の学習の成果を発表する場と機会を確保しながら、活動の奨励に努めていく必要があります。

### 【施策の方向】

- (1) 公民館事業の教室・講座を通じた活動グループの育成と底辺の拡大・連携を図り、学習の場の提供や発表・展示会の開催など芸術・文化活動の啓蒙と充実を図ります。
- (2) 恵まれた自然の景観対策や新しい文化・芸術等を取り入れた地域の魅力の再発見により、交流人口の増加と地域の活性化を図ります。

## 3 文化財等の保護と伝承

### 【基本目標】

村民の文化財や史跡等に対する認識を深め、地域の歴史と文化を理解することを通して、村民の郷土を愛する心を育むとともに、文化財保護の啓蒙・啓発に努め、郷土資料の収集・活用の充実を図ります。

### 【現状と課題】

- 本村では、有形文化財 9 件、有形民俗文化財 1 件、無形民俗文化財 3 件、史跡 2 件が村指定されています。無形民俗文化財である八木沢番楽について

ては、小中学生の伝統芸能継承活動により、演ずることのできる子どもが増えているものの、高校生以上の参加が少なく、後継者育成が喫緊の課題となっています。

- 村の歴史については、村史資料編・通史編刊行に伴い古文書の整理等が行われておりますが、このほかにも埋もれた古文書が数多くあると考えられ、引き続き調査を行い、そのための情報のネットワーク化が求められています。今後とも、文化財等の保護・保存に努め後世に引き継ぐとともに、郷土愛の精神を育てていく必要があります。

#### 【 施策の方向 】

- (1) 郷土資料の整備と展示の活用を通して、文化財や史跡等に対する意識の高揚を図ります。
- (2) 歴史資料の調査と記録の整理・保存を図り、先人の遺業と労苦をしのびながら村民の今後の生きる糧とします。
- (3) 公民館、地域、学校等の連携による伝統芸能の継承活動の充実と後継者の育成に努めます。
- (4) 文化財の保護と伝承を続け、この財産が村内外に広く知られ活用されるように努めます。

#### 4 生涯スポーツの振興

##### 【 基本目標 】

幼児から高齢者まで、運動能力や年齢に応じたスポーツ活動や自分に適した運動を展開できるように、各種社会体育関連行事の開催や生涯スポーツ等の推進を図ります。

##### 【 現状と課題 】

- 本村の体育施設には、健康増進トレーニングセンター、村民グラウンド、スキー場、テニスコート等があり、従来のスポーツ種目だけでなく、いつでもどこでも簡単にできるニュースポーツ等に利用されています。そのため、より多くの村民が気軽に楽しく参加できる健康づくりの機会がさらに求められています。
- 村民のスポーツへの関心は高く、その必要性は認識しているものの過疎化と高齢化が進む中、各種の大会やイベントへの参加者は減少傾向にあります。村民が日常生活の中で、主体的にスポーツに親しむことができるような環境づくりや施設の整備が必要となっています。

## 【 施策の方向 】

- (1) 村民相互の親睦を深めるとともに、スポーツを楽しみながら体力向上と健康増進に取り組み、心身ともに健やかな人がいっぱい村づくりをめざします。
- (2) 生涯スポーツの普及を図るため、スポーツ関係団体の連携と育成やスポーツ指導者・リーダーの養成等に努めるとともに、各種スポーツ、イベント等の開催や伝統のある大会の継続を図ります。
- (3) 小学校運動部活動はすべて社会体育活動に移行され、スポーツ少年団として活動しています。地域の子どもたちが充実したスポーツ活動に取り組めるように関係団体等と連携しながら支えていきます。

## 村 民 憲 章

わたくしたちは、自然に恵まれた  
平和なふるさとに誇りをもち、  
「心ゆたかな村づくり」をめざして、  
村民憲章を定めます。

- 一、自然を愛し  
きれいな村をつくります。
- 一、からだをきたえ、  
健やかで明るい村をつくります。
- 一、教養を高め、  
文化のかおる村をつくります。
- 一、仕事にはげみ、  
ゆたかな村をつくります。
- 一、思いやりと感謝の心で、  
住みよい村をつくります。

＝昭和五九年五月十七日制定＝